

随意契約理由書

件名	海岸線 三宮・花時計前駅 排水縦管調査・報告業務
契約の相手方	平和興業株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>地下鉄駅構内の漏水は、ホームあるいはコンコース天井、階段室、通路、軌道上で発生しており、令和 4 年度末より三宮・花時計前駅の一部階段室を閉鎖する事態に発展し、利用者に影響を及ぼすなど至急に改善対応が必要になっている。</p> <p>本来、排水は駅構内外に設置している側溝を伝って排水管に流れ出るが、地上から地下に流れる排水は、地中通過時に埃・汚れとともにカルシウム成分を吸収する。それらが縦管内で溶け出して管内部にスケールとして堆積し、結果的に管閉塞を引き起こし排水不良（漏水）が生じてしまう。</p> <p>本業務は、漏水の発生を未然に防ぐため、①排水縦管内の状況を調査、②調査により駅構内外の全管状態を映像等で可視化、③不具合の傾向分析を行うものである。</p> <p>また、確実に本業務を履行するためには、三宮・花時計前駅の施設構造、管材の配置、特に実際の漏水履歴に基づく発生の傾向・特徴の把握が欠かせず、これらの条件を全て満たすのは、地下鉄駅舎等管理業務を通じて、交通局管内で施設関連の維持管理を行ない、三宮・花時計前駅の構造、給排水設備のコンディションを十分把握している上記会社以外にはいないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係 (電話番号 078-984-0181)